

# 起案用紙（委員会記録伺）

(1号)

議長	副議長	委員長	事務局長	局長補佐	係長	担当	文書取扱主任
起案日	令和4年10月19日			処理区分	<input checked="" type="checkbox"/> 重要 <input type="checkbox"/> 至急 <input type="checkbox"/> 例規 <input type="checkbox"/> 公示 <input type="checkbox"/> 議案 <input type="checkbox"/> 秘		
決裁日	令和4年11月11日			保存	<input type="checkbox"/> 永 <input checked="" type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 即廃		
登録番号	4四議第370号			公開	非公開理由		
分類番号	04 - 02 - 01			<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 時限非公開（公開）	四万十市情報公開条例第9条に該当 ( )		
簿冊番号	04 - 03						
委員会名	総務常任委員会			会議年月日	令和4年8月25日(木)		
				会議時間	9時56分～12時48分		
出席委員	委員長	西尾祐佐					
	委員	上岡正					
	委員	谷田道子					
	委員	前田和哉					
	委員	川村真生		欠席委員	副委員長	山下幸子	
その他	議長	平野正		委員外議員	川渕誠司		
	委員外議員	寺尾真吾		委員外議員	宮崎努		
執行部出席者	財政課長	竹田哲也		企画広報課主幹	小栗史也		
	財政課長補佐	塚谷文		環境生活課長補佐	横山昌之		
	総務課長	岡本寿明		高齢者支援課長補佐	橋田慎也		
	総務課長補佐	有光浩		高齢者支援課 地域包括支援センター長	齋藤慎一		
	地震防災課長	山本聡		子育て支援課長	武田安仁		
	地震防災課長補佐	濱町一幸		子育て支援課 保育係長	宇都宮朋彦		
	地震防災課 地震防災係長	佐竹孝一郎					
	企画広報課副参事	中田智子					
事務局	事務局長	西澤和史					
	総務係主幹	近藤由美					
記 録							
令和4年6月定例会において、継続調査となった所管事項の調査のため委員会を開催しました。							
その概要については以下のとおりです。							

## ■委員長挨拶により開会

●まず、所管事項調査の「普通財産の管理及び利活用について」財政課から説明を受け調査を行った。

### 【説明：竹田財政課長】

普通財産については、四万十市財務規則に規定がある。第99条の規定に基づいて管理等を行っており、財政課が所管している普通財産は1か所のみで、その他は所管課で管理等している。また、利活用については、第100条の規定に基づき、適切に所管課が行っている。なお、第101条については、財政課と協議する場合を規定しているが、本年4月に第3号から第6号までを追加して業務を行っている。普通財産の管理等については、これ等の規定に基づいて行っている。

### 【説明：岡本総務課長】

未利用の学校施設の有効活用については、休校中の学校のうち、東中筋中学校においては、今年度より教育研究所及びふれあい学級として使用しており、また、中筋中学校は、今年度より幡多地域森づくり推進センターの事務所として校舎の一部を使用している。

また、庁内で、未利用学校施設有効活用検討プロジェクトチームを設置し、令和元年度より検討を重ねている。

### 【質疑：上岡 正委員】

財政課が所管しているのはどこか。また、その理由は。

### 【答弁：竹田財政課長】

渡川にある旧中村気象台通報所の官舎。もともと市の行政財産ではなく、他の機関から移管されたものであるため、第99条の各号にあてはまらないため、財政課の所管となっている。今は、渡川3区の集会所として地区に無償貸与している。

### 【質疑：上岡 正委員】

他の機関から移管されたものは他にはないか。また、一度、市道としたものの廃止した道路についてはどうか。

### 【答弁：竹田財政課長】

今、答弁したのはあくまでも建物のこと。土地等はたくさんある。また、道路等は、財政課が管理するよりもまちづくり課が管理するほうが良い部分もある等、状況による。

### 【質疑：上岡 正委員】

学校の利活用については、校舎の一部利用となっても、1校分の光熱費、維持費がかかる。使用を多くの学校に分散させることによって、維持費が多くかかることが懸念される。

田野川小学校で行っていたふれあい学級等を東中筋中学校に移すことの必要性やメリットは。

### 【答弁：岡本総務課長】

田野川小学校で行っていたふれあい学級等を東中筋中学校に移すことについては、既に議決いただいているが、学校教育課からは、田野川小学校で行うより東中筋中学校に移すほうが、より制約も少ないと聞いている。

### 【質疑：上岡 正委員】

中筋中学校に幡多地域森づくり推進センターの事務所を使用させているが、例えば、東中筋中学校内での使用は無理だったのか。少しでもまとめるほうが、光熱費、維持費及び管理の面で良いと思う。

### 【答弁：岡本総務課長】

学校教育課からは、東中筋中学校は、1階は教育研究所、1階と2階にふれあい学級、3階は会議等に使用するため、教育研究所とふれあい学級で全て使用すると聞いている。

**【質疑：上岡 正委員】**

分散して使用させることで、経費面でデメリットにならないか。分散させなくてよいものを分散させて使用させることによる不要な経費という観点で検討してもらいたい。

**【答弁：岡本総務課長】**

幡多地域森づくり推進センターからは、中筋中学校を使用したい旨の申し出であった。

なお、議員指摘の件については、教育委員会とも協議していきたい。

**【質疑：上岡 正委員】**

相手が「ここを使いたい」と言えば、使わせるのか。経費は全て相手持ちであれば問題ないが。

**【答弁：岡本総務課長】**

プロジェクトチームでは、利活用の検討ということで、経費面は検討していない。

なお、経費をどちらが持っているかは把握していない。

**【質疑：上岡 正委員】**

利活用するのにどの程度経費がかかるかの検討が最重要と考える。市民の税金で活用させるのであれば、ぜひ、経費についても検討すべき。

**【答弁：岡本総務課長】**

なお、中筋中学校の維持管理費については、中筋中学校は避難所になっており、電気、水道は常時使える状態となっている。電気は、子メーターを設置し、使用した分を幡多地域森づくり推進センターに教育委員会から請求している。水道は、基本的に基本料金範囲内の考えから、このセンターに請求することはなく、教育委員会で支払っている状況。

**【質疑：上岡 正委員】**

水道も電気も基本料金を払っているから、個別に使っても、事務所を入れても、不経済にならないという理解でいいか。

**【答弁：岡本総務課長】**

まず避難所なので、電気と水道は、いつでも使えるようにしておく。中筋中学校によらず、その上で、使いたいところがあれば、電気については子メーターをつけて、使ったところに請求するというのが教育委員会の基本的な考え方。

**【質疑：上岡 正委員】**

ある程度、公の団体だったら教育委員会は貸すということか。指定避難所になっている休校の学校は、中筋中学校がそういうことであれば、他の学校が言っても、電気は子メーターを付けてという理解でいいのか。

**【答弁：岡本総務課長】**

活用については、教育委員会と協議ということになるかと思うので、私からははっきりしたことはお答えできない。教育委員会に確認していただけたらと思う。

**【質疑：西尾 祐佐委員長】**

学校以外にはどういったところがあるのか。また、もみじ保育所は老朽化が激しいために廃園としたと聞いているが、所管課それぞれの考えで、対応がまちまちになることへの懸念がある。その辺りはどう考えているか。

**【答弁：竹田財政課長】**

使用していない普通財産は、数としては結構ある。例えば、中村地域では、普通財産のうち約半数が集会所であり、地区に無償で貸し付けている。あとは、学校や保育所等が主なところ。西土佐地域は、旧公営住宅を老朽化で除却予定のものを普通財産にしており、壊すにも経費がかかるため、残っている

ものが多く、中村地域同様に小中学校、保育所等もある。

また、所管ごとに対応や考え方がまちまちになるのではないかとの部分については、当該普通財産の経緯や状況を十分に把握していることから、各所管が管理するのが適当という観点で各所管が管理している状況であるが、先に説明した第101条の追記改正によって、財政課からの助言や必要であれば所管課と協議する等によって、対応がまちまちにならないようにしている。

**【質疑：西尾 祐佐委員長】**

これまで管理してきた所管課が当該普通財産について最も理解していることから、利活用についても任せていて、必要に応じて財政課と協議をするということで、大きくルールがあるということではなく、都度、利活用の要望があったことに対して、検討し、対応していくという認識で良いか。

**【答弁：竹田財政課長】**

個々にも対応するが、未利用学校施設有効活用検討プロジェクトチームのように、全庁的に検討していく必要があるものについては、所管課と財政課だけでなく、関係課で協議するということもある。

**【質疑：西尾 祐佐委員長】**

利活用したいという地域住民の要望があった場合には、所管課が対応するのが原則という認識で構わないか。

**【答弁：竹田財政課長】**

まずはそういう流れになる。

**【質疑：上岡 正委員】**

開発公社が持っていたものを普通財産としたものが多数あると思うが、これについては、どのようにしているのか。

**【答弁：竹田財政課長】**

土地開発公社の事務は、企画広報課が所管しているため、議員が言われた土地等も企画広報課が所管している。

**【質疑：上岡 正委員】**

土地開発公社の財産移行について、どれだけのものがどうなったかさっぱりわからない。土地開発公社から市に移管されたものの一覧表を総務常任委員会に提出するよう、委員長から求めてもらいたい。

**【西尾委員長】**

そのことについては、内容も未確認のため、ここでは何も言えない。確認し、委員会でお示ししたい。

**【質疑：前田 和哉委員】**

地区の集会所について、無償で貸し付けているとのことであったが、さらに地区がまた貸しをするとは市として認めているのか。

**【答弁：竹田財政課長】**

地区が、継続的に貸すということは想定されていない。

**【質疑：上岡 正委員】**

上小姓町の集会所の敷地を、ある人に駐車場として貸していたことがあり、もめていた。無償貸付なので、それをまた貸しし、収入を得るということはあってはならないのではないかと。なお、一時的に、正当な理由で他の団体へ貸すことは認めているのではないかと。何か取り決めがあるのではないかと。

**【答弁：竹田財政課長】**

貸し付け条件については確認する。

※他に質疑なく終了

●次に、所管事項調査の「防災コミュニティセンターの導入経緯と活用状況について」地震防災課から説明を受け調査を行った。

**【説明：山本地震防災課長】**

防災コミュニティセンターは、災害時においては避難所として、平時においては防災の訓練や学習を含めた地区住民のコミュニティの場として活用されている。

現在、整備している6か所のうち、竹島については、津波避難所が少なく、他地区に比べ人口も多いことから、既存の集会所とは別でこの防災コミュニティセンターを整備しているため、市が維持管理費を負担している。（他は集会所の要素を兼ねている。）また、活用状況については、地区によりまちまちだが、井沢は、趣味のクラブ等も実施しており、坂本についても健康福祉委員会の定期的な活動に利用していることから、利用頻度が高くなっている。

**【質疑：上岡 正委員】**

竹島の維持費の市の負担はどの程度か。

**【答弁：山本地震防災課長】**

電気、水道、ガス代となっており、令和3年度では、電気料は約120,000円、水道料は約22,000円、ガス代は約21,000円となっている。

**【質疑：上岡 正委員】**

年間5日しか使わないのに、市から年間16万円を支出するのはいかがか。

**【答弁：山本地震防災課長】**

私も多いと思う。水道、ガスは基本料金だが、電気は、避難所として使うことを想定して高い契約となっているが、ご指摘のとおり高いと感じているため、安くならないか検討していく。

**【質疑：上岡 正委員】**

竹島と他の5施設との公平性はどう考えるか。現状で良いのか。合理的な理由はあるか。

**【答弁：山本地震防災課長】**

竹島以外のコミュニティセンターは、元集会所で、それを建て替えたもの。竹島は、比較的新しい集会所があったこと、また、竹島地区には竹島小学校以外に津波避難できる場所がないため、高台にコミュニティセンターを整備した。こういった理由から、他の5地区と切り離して考えるのが妥当と考えている。なお、双海地区区長からは、電気契約が高いものになっていることについて、所管課に相談があったと聞いており、所管課も検討すると聞いている。こうした形で、地区の負担ができるだけ軽くなるよう考えていきたい。

**【質疑：西尾 祐佐委員長】**

平成26年から平成29年までということで、都市防災総合推進事業がこの年度で区切られたのかなと思うが、これ以外の場所、町中や中山間地域での防災コミュニティセンターの設置は検討されたのか。

**【答弁：山本地震防災課長】**

まずこのコミュニティセンターは、都市防災という事業で整備しており、その事業については、整備地区の要件は特に無く、沿岸部でも山間部でも必要に応じて活用できるという事業。本市においては、やはり津波の危険性が高いので、沿岸部、下田・八束地区に先行して整備したというのが現状である。中山間部においても、災害の危険性が高いので、こういった事業の活用も一定考えていくべきとは思いますが、今、しているのは、住宅の耐震化やヘリポートの整備で、山間地域は一定対応できると考えており、現在はそういった整備を進めている。

この4、5年、そういった考え方はないのかということについては、この事業でそういった箱物整備は、特に考えていなかったよう。今後、必要があれば検討していく。

## 【西尾 祐佐委員長】

分野別意見交換会の中で、避難所が自分たちの地域からは距離があるということで、ぜひ、こういった防災コミュニティセンターの設置等を検討いただきたいという要望があったので、また検討いただけたらと思う。

※他に質疑なく終了

●次に、所管事項調査の「大学誘致の進捗状況について」企画広報課から説明を受け調査を行った。

### 【説明：中田企画広報課副参事】

まず、文部科学省への申請等の状況については、学校法人により、文部科学省に対し、学則変更承認申請、学部設置届出、看護師学校指定申請を提出しており、審査中である。許認可については、8月末の予定という説明をしていたが、提出書類に一部補正要求があり、許認可が9月末になると聞いている。

続いて、施設整備状況について、まず、旧中医学研究所改修工事は、工期が令和4年4月1日から8月31日までとなっており、8月26日に検査を受け8月31日に引き渡しということで、順調に進捗している。工事完了後は、指定避難所の指定、リカレント教育や大学の学園祭等に住民が参加する等といったことを計画していく。旧下田中学校校舎の改修工事については、令和4年8月12日に入札を行い、落札者・請負業者が株式会社杉本住宅産業に決定した。工期は、令和5年3月10日までで、入札金額は5億160万円。地方創生拠点整備交付金交付対象事業の決定については、旧下田中学校の校舎の改修工事について、地方創生を目指していくということで、この交付金の支出計画を提出していたが、8月19日付で交付対象事業に決定し、8月23日に補助金の交付申請を提出した。交付決定予定日は9月5日となっている。この施設ができれば、看護大学を核とした市民の健康づくりの拠点として、大学との連携協力により、健康維持増進に向けた取り組みを行うとともに、学生の若い力を活用し、町のにぎわいの創出に繋げることで、地域コミュニティの向上、地域経済の活性化等、安心して健康に暮らせる魅力あるまちづくりを目指すこととしている。なお、オープンキャンパスの予定は、旧中医学研究所に備品を搬入次第、実施すると聞いている。

次に、使用貸借契約の件で、「新」という言葉を削除して欲しいという大学からの申し出について、削除しなかった理由は、前回の総務常任委員会でも申し上げたが、契約書中に「(仮称)京都看護大学四万十看護学部を以下新学部という。」としているので、第3条は、(仮称)京都看護大学四万十看護学部の用途指定であるため、「新」という言葉を削除しなかった。大学側が削除を求めた理由は、設置後に「新」とするのはどうかと思い、削除を求めたと聞いたが、「新学部という。」という部分とリンクしていると説明した。契約日が4月5日ではないかとのことだが、前回の総務常任委員会で、財政課長から4月1日で問題ないとの説明があった通り、契約日の変更は考えていない。

### 【質疑：上岡 正委員】

学則変更、認可申請、学校設置届、看護師学校指定申請について審査中とのことだが、今までの話の中では、8月末には受理されるという話があった。何が不足だったのか。工事は、今までの論議の中でも決まらないのに、工事して、もし決まらなかったらどうなるのかという議員としての心配もある。文科省に何を指摘されたのか、何が足りなかったのか。9月末には確実なのか。

### 【答弁：中田企画広報課副参事】

文部科学省は、審査にかかる内容は非公開としているため、大学においても公開しないよう指示されており、説明できかねるが、簡易なものと聞いている。

**【質疑：上岡 正委員】**

杉本住宅が8月12日に落札して、契約日はいつか。

**【答弁：中田企画広報課副参事】**

議決の日と考えている。

**【質疑：上岡 正委員】**

5億円で3月10日までの工期としているが、9月議会はいつまでか。

**【説明：事務局】**

26日閉会予定。

**【質疑：上岡 正委員】**

5か月では工期が全然足りない。公共工事の工期で、半月・165日ほどしかとれないのは、整合性は合っているのか。3月10日までの工期だが、5億円で高知県の基準、日本の基準に合っているのか。

**【答弁：中田企画広報課副参事】**

建設工事と違って建築工事では、金額に対する工期が定まっていないと聞いており、問題ないと聞いている。

**【質疑：上岡 正委員】**

常識がある。工期が定まってないと言うが、公金で実施するもの。下請け禁止条項もあり、丸投げはできない。適正工期の決まりがない、ないから良いのだと。5億円の仕事が165日の工期。自分の家は、400万ほどだったが8か月ほどかかった。そのことを指摘する。当然短い。

**【答弁：中田企画広報課副参事】**

入札に関する事、工期に関する事は財政課から説明すると聞いているので、財政課に委ねたい。

**【質疑：上岡 正委員】**

財政課長が契約日について4月1日で問題ないと言ったから問題はないと。地方自治法に違反していると財政課長は認めた。2点ほど4月1日に遡った理由を言った。判例では構わないと言われていると。もう1点は覚えていないが、総合的に考えて4月1日にしても差し支えないと判断したということだが、うちにちょうど良い判例はない。理由があって、判はついていないものの口頭等いろいろな形でやっているという判例はあるかもしれないが、都合のいい判例を引き出し続けている。何よりも、行政は、法律を守らなければならない。法律を曲げて4月1日にしなければならない理由は何か。契約書にも「双方が判をついたとき」と書いている。自治法に違反しているのは認めるのか。

**【進行：西尾 祐佐委員長】**

違法かどうかという判断は難しいと思うが。

**【質疑：上岡 正委員】**

財政課長は違反していると言った。

**【進行：西尾 祐佐委員長】**

違反してるとは言っていない。

**【質疑：上岡 正委員】**

自分は、完全におかしいと思う。

**【進行：西尾 祐佐委員長】**

「思う」ということで、それを決定するのは裁判所しかできないし、今まで通りの答弁になると思う。

**【質疑：上岡 正委員】**

話を変える。4月5日に変えられない理由は何か。例えば、学校設置届に4月1日から借りておかないとだめという文科省の決まりがあるのか。判をついた日ではなく、4月1日に遡った理由を知りたい。

**【答弁：中田企画広報課副参事】**

前回は説明した通り、建物土地の使用貸借契約は、これまで大学側とかなり協議を重ねてきた。下田中学校は、令和4年4月1日から貸与することで進めてきたので、貸与期間との整合性を図り、4月1日付けとした。

**【質疑：上岡 正委員】**

大学と4月1日で貸与しようとしたのであれば、4月5日に変えても何ら問題ないのでは。判をついた日が正式な日だと委員は指摘している。書類上、4月5日に変えることでどんな支障が起きるのか。変えられない理由はないと思う。

**【答弁：中田企画広報課副参事】**

4月1日付けで手続きをし、契約も完了しており、わざわざ4月5日に変える必要性はない。

**【質疑：上岡 正委員】**

何回も指摘しているが、契約書には、「双方が判を押した上で」となっている。押していないので、そこを指摘している。押したのは4月5日。契約が成立したのは4月5日。なぜ直さなければいけないのかと言うが、間違いがあるから指摘している。「上記の契約の締結を果たすためには、2通作成し、甲乙（京都の法人とうち）の判をついたうえで、1通保有する」と。4月1日に判がつけてないではないか。契約書にはそう書いているのだから、その通りにしなければと言っている。

**【意見：前田 和哉委員】**

契約書を全部見たわけじゃないが、判が必ずすわってから、契約が成り立つと書かれているか。例えば、役所には4月1日付契約が多くある。その中で、契約締結日と記名日が違った場合でも、民法上、4月1日にしましよとか、両方が納得した場合には構わないとするものもある。

**【進行：西尾 祐佐委員長】**

委員間討議ということでお時間をいただきたい。

**【意見：上岡 正委員】**

もみじ保育所を貸すとき、5人の区長の時間を合わせ、判をついてその日が契約日となった。この大学のは、貸付になっているが、基本的には贈与と一緒にしたいなもの。市民にとっても非常に大事なもので、市民の中で、ものすごい賛成反対がある中で、そういう事例もあるからいいのではないかという話をされている。土地を買うにしても、売るほうが判をつかなければ契約にならない。口約束では。これ非常に大事な契約なので、判が揃わないのは私はいけないと思う。

**【意見：前田 和哉委員】**

奈良県生駒市の公文書適正化検討委員会の中で「4月1日に実施している業務があるが、予算単年主義が基本のため、4月1日以降に契約事務が行われ、4月1月から始まるにもかかわらず、4月1日以降に契約を完了させているものがある」というものに関しては、「物理的に無理」ということがなされており、「日付の部分に関してはケースバイケースで判断すべき」という提言があり、結論、「4月1日契約について、地方自治法に基づいた地方公共団体の予算の執行に関する制度の見直しはなされない限り、支出負担行為伺書の起案日や決裁日、契約書の日付等、実際に事務処理を行った日付ではなく、本来、それらの文書に記載されている日付とすることを許容せざるを得ない。」とある。「事務処理が過度に遅れることは許されるべきことではなく、予算執行に該当しない、準備行為を先にして、早い段階からその取り組みを行って、年度当初の早い時期に事務処理を終えることはできるよう事務処理の日程管理を適切に行わなければならない」と書いてある部分を見れば、許容範囲と思う。

**【意見：上岡 正委員】**

前田委員が言うのは、やむを得ない場合であって、これは、やむを得ないわけではない。3月にでも

20日前にでもできる契約である。ただ事務処理が遅れたものではないか。逆に、例えば、どうして10日前に、3月20日に伺いがとれなかったのか。

**【答弁：中田企画広報課副参事】**

3月31日までは下田中学校として学校施設であり、学校教育課が行政財産の処分をしたのが4月1日であり、4月1日からしか起案ができなかった。

**【質疑：上岡 正委員】**

なぜ、普通財産におとすのが、4月1日でなければいけなかったのか。

**【進行：西尾 祐佐委員長】**

この件は学校教育課になるし、4月5日の件は財政課も含んだ話になるが。

**【質疑：上岡 正委員】**

新学部の「新」を、向こうは除けてほしいとのことだったが除けなかった理由は説明された。

もともと、こちらから送ったのが11時43分。その後、向こうから2つ注文があった。1つは、「新」を除けてほしいと。もう1つは、大学の管理運営に支障があるときは使わせないということ。我々に関係するのは、大学が管理運営上支障があるときは貸してくれないという点。このことについては、中田副参事が起案し、財政課長が決裁しているが、市長、副市長に相談したのか。

**【答弁：中田企画広報課副参事】**

まず「新」は、書面上のことで、これはただの勘違いという形の処理であったと思っている。

付け加えたところについては、前回説明しているが、建物無償貸与については、これまでずっと、4月1日から貸すということも含め、市長、理事長と話をしてきた。その中で、地方創生拠点整備交付金を活用することについて、新しく改修した後の建物をどのように使うかということも、理事長、市長、副市長、大学関係者も含め、何回も話をしてきた。その中で、365日すべて事業ができるわけではないという話もしており、「こういう時は」という話も協議過程の1つであったと認識をしている。これまで、市長、副市長も同席している中で、大学側と協議してきた内容であるので、再度、このことに関して、相談する必要はないと判断した。

**【質疑：上岡 正委員】**

11時43分に送ったものが、市長等と詰めた話のものではないのか。それが、向こうの要求で変わった。市長等と決めたことが違って来たということ。契約内容について、それまでに話を詰めたというのはわかるが、それが変わったときには詰めた人に再度、話があってしかるべき。

**【進行：西尾 祐佐委員長】**

前回委員会で、財政課長から話があったが、その件に関しては、市長、副市長にお伺いを立てなくても、任された範囲で決裁できるという判断だったという財政課長の答弁だった。

**【意見：上岡 正委員】**

当然、報告すべき重要な変更である。

**【質疑：川村 真生委員】**

四万十市で7月23日、高知市で7月24日に説明会があったようだが、どれぐらいの人数が集まったのか。また、看護だけでなく、今後、介護等もやる等そういった話は出ているのか。

**【答弁：中田企画広報課副参事】**

大学側の説明会では、入試の方法等の説明があったと思うが、出席していないため内容等はわからない。まだ学校ができていないので、オープンキャンパスの代わりにするものを、こういった新しい学校がこういうのですよという説明をするということでは聞いていた。

**【質疑：川渕 誠司委員外議員】**

地域再生計画は何度か変更になっており、その変更についての開示請求をし、市から開示された文書を見せてもらった。その中に「財産処分について」「令和4年度に地方創生拠点整備交付金に申請するにあたり、下田中学校を部分的に他団体へ有償で貸与する予定であり、それに合わせ、有償部分に関しては、別途、文部科学省に財産処分手続きを行うものとする。(高知県教育委員会と調整済み)」とあり、「なお、有償貸与面積は、校舎及び体育館が確定した後、再度、9月(校舎面積確定)、11月(体育館面積確定)に、地域再生計画の認定申請変更をするものとする(内閣府と調整済み)」とある。つまり、これから9月、11月に出す予定だが、それはなぜ出すかという、今まで全部大学に無償貸与するというのが、一部を有償貸与にするという内容が加わったために、次の、地域再生計画は変更して出さなければならないということだろうと私は解釈した。

**【答弁：中田企画広報課副参事】**

これは、地域再生計画の変更提出の時の伺文書の一文であるが、地域創生拠点整備交付金を申請するにあたって、そういった計画もしなければならぬということも考える範疇にあったため、こういう形で調整していったが、有償貸与はしなくていいという形になった。これは、過程の部分だったので、誤解を生じる恐れがあり、本当は情報公開してはならなかったと思う。検討過程の段階で、確定部分ではなかったため、これは誤解を生じるような文章になっている。有償で貸与することは、高知県教育委員会とも内閣府ともお話しして、そういうことはしなくて構わないということになった。

※他に質疑なく終了

●次に、所管事項に係る報告として「現在市に係争中の裁判等の進行状況等」について総務課から報告を受けた。

1 工作物の建築等の不許可処分取消請求事件について

**【説明：岡本総務課長】**

6月14日と8月5日に、争点整理ということでWeb会議を開催し、被告の準備書面(四万十市が提出)に対する原告側の反論ということで2回開催されている。次回は10月7日でWeb会議が予定されている。10月7日については原告の用意した準備書面に対する被告側の反論ということになっている。

**【質疑：上岡 正委員】**

今のところの見通しは。

**【答弁：岡本総務課長】**

現在は争点整理で、お互いの主張について整理をしている状況であり、現時点では、はっきりしたものはない。

※他に質疑なく終了

2 慰謝料請求事件について

**【説明：岡本総務課長】**

原告の妻に対する入所措置及び妻への面会制限を取ったことによって、妻の認知症が悪化したとの主張があり、市は慰謝料を請求されている本件について、6月23日第3回目の口頭弁論があり、次回は10月7日に第4回口頭弁論が予定されている。9月末までに原告の主張を整理するよう、裁判所から原告に書面が求められているので、原告側の主張をされる予定となっている。

※質疑なく終了

### 3 民事調停事件について

#### 【説明：岡本総務課長】

相手方の1つが四万十市として調停の申し立てがあったもので、概要は、令和2年度に行われた認定こども園ひかりこども園の建設工事の振動により、工事現場の近隣住宅の基礎等にクラックが発生したことによる補修費用、精神的な賠償の費用を支払うという調停の申し立てがあった。7月5日に調停があり、本市としては、損害賠償については、当事者で解決すべきという主張をした。当日は、主張が折り合わず、調停が不成立となった。

※質疑なく終了

●次に、その他に移り、まず、管外視察について協議を行った。

－小休－

－正会－

管外視察については、北洋大学を中心に、2泊3日で視察先を検討していく。

●次に、7月19日に開催した委員会の委員長報告案の内容について、確認を行った。

－小休－

－正会－

この委員長報告案については、上岡委員から、反対意見もあったことを付け加えてほしいとの意見があったので、それを勘案した文章にする。

●事務局より連絡事項

－小休－

－正会－

■委員長報告の作成を正副委員長に一任し、委員会を終了した。